

分野別施策

第5章 人と自然がともに生きる、 地球環境にやさしいまち — 環境 —



安比奈親水公園

第5章 人と自然がともに生きる、地球環境にやさしいまち

第1節 総合的かつ計画的な環境行政の推進

施策1 総合的かつ計画的な事業推進

施策の指標

目標値	市民の環境に対する満足度(%)	H22年度	50以上
		H27年度	60以上
現状値	市民の環境に対する満足度(%)	23.4(H17)	

(年度又は年度末の値)

現状と課題

本市では、総合的な環境行政を推進するため、平成10年3月に「川越市環境基本計画」を策定し、環境目標や指標を定め、各種事業を展開してきました。進ちよく状況については、民間団体や事業者の取組も含めて年次報告書としてまとめ、毎年市民に公表し、意見を募集しました。

個別の計画としては、「川越市緑の基本計画」、「川越市一般廃棄物処理基本計画」を策定し、総合的に事業を展開しました。また、平成11年度には川越市環境マネジメントシステムを構築し、ISO14001(*1)の認証を取得するとともに、各種事業・施策も管理対象に含めてきました。

この間、各計画の事業がおおむね順調に進んでいるものの、必ずしも成果に結び付いていない状況も見られています。これらは、市だけではなく、市民・事業者も取り組むことにより成果が上がるなど種々の理由があるため、原因への対応や、より効果的な事業の開発など継続的な改善が必要となっています。

このような課題を踏まえ、各計画の見直しや、計画をより一層推進するための手法の検討、市民・事業者の取組や意見を反映した進行管理、新たな計画や条例等の策定も含めて検討していく必要があります。

施策の推進

1 環境基本計画の推進

- ① 「川越市環境基本計画」に基づき、環境に関する施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、本市を取り巻く環境の変化や計画の進ちよく状況に応じて、必要な場合は適宜見直しを図ります。

2 緑の基本計画の推進

- ① 本市の緑をよりよいものとするため「川越市緑の基本計画」に基づく施策を計画的に推進します。

3 一般廃棄物処理基本計画の推進

- ① 「川越市一般廃棄物処理基本計画」に基づく施策を計画的に推進します。また、計画の進行管理を行い、必要な場合は適宜見直しを図ります。

4 率先実行計画(地球温暖化対策実行計画)の推進

- ① 公共施設が排出する温室効果ガス(*2)を率先して削減し、市域全体の取組へ広がっていきます。

5 環境マネジメントシステムの推進

- ① ISO14001の認証を取得した川越市環境マネジメントシステムにより、市が環境に与える各種要因を施策・事業も含め継続的に改善します。

6 新たな計画等の検討

- ① 新たな環境問題の発生や社会状況等の変化に応じて、必要な計画の策定や条例等の制定を検討します。

【指標解説】

- 環境満足度：市民アンケートにおいて、川越市の環境について「満足」と答えた人の割合(%)と「やや満足」と答えた人の割合(%)を足したものです。

【用語解説】

- *1 ISO14001：国際標準化機構(ISO)が定めた「組織が環境に与える影響を継続的に改善するための仕組み(環境マネジメントシステム)」の国際規格のことです。
- *2 温室効果ガス：地球は常に太陽からのエネルギーで温められ、そのエネルギーの一部を宇宙に放出しています。大気中の二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素などは、この放出されるエネルギーを吸収し、その一部を再び地表に戻すことで、地球の温度を一定に保つ働きをしています。このことを温室効果と呼び、温室効果を起こす二酸化炭素などのガスのことを温室効果ガスと呼びます。近年の温室効果ガスの増加が、地球温暖化の原因とされています。

5-

1-

2-

各主体の参加のためのしくみづくり

第5章 人と自然がともに生きる、地球環境にやさしいまち

第1節 総合的かつ計画的な環境行政の推進

施策2 各主体の参加のためのしくみづくり

施策の指標

目標値	かわごえ環境ネット主催の事業及び行事数(回)	H22年度	40以上
		H27年度	50以上
現状値	かわごえ環境ネット主催の事業及び行事数(回)	34(H16)	
	かわごえ環境ネットの会員数(団体・個人)	150(H16)	

(年度又は年度末の値)

現状と課題

本市では、平成12年に市民、事業者、民間団体、行政の4者によるパートナーシップ組織として、かわごえ環境ネットを設立し、かわごえ環境フォーラムやリスクコミュニケーション(*1)など、組織の特徴を生かした先進的な環境活動を展開しています。また、環境学習・環境教育を推進するため、環境関連の出前講座や子どもたちの自主的な環境活動を支援するこどもエコクラブ(*2)の事業、身近な環境について体験しながら調査して学ぶ市民環境調査、目標を掲げて環境にやさしい学校づくりを進めるエコチャレンジスクール認定事業などを実施しました。

種々の事業を展開し、活動に広がりが見られつつありますが、環境問題の解決には継続的な取組が必要であることから、幅広い市民や事業者を対象に継続的に啓発を行っていく必要があります。

したがって、ネットワーク組織による活発な活動を進めるとともに、個々の市民や事業者が取り組むきっかけを提供する事業や自主的な取組を支援するような参加型事業などを、更に実施していく必要があります。

施策の推進

1 パートナーシップの形成

- ① かわごえ環境ネットが、パートナーシップ組織としての特徴を生かして実施する協働事業や市外のネットワーク組織と連携し広域における環境保全活動を推進できるよう支援します。
- ② 市民団体等との協働により、地域の特性に応じた環境保全活動を推進します。

2 環境学習の推進

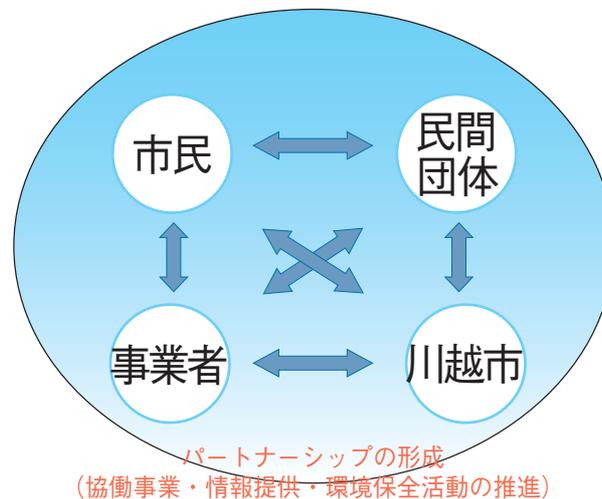
- ① 環境について学び、行動する市民の拠点となる環境学習施設の設置を検討します。
- ② だれにでも分かりやすい環境に関する情報提供の充実を図ります。

- ③ 環境に対する市民意識の向上を図るため、大人から子どもまで参加できる体験型環境学習を充実します。

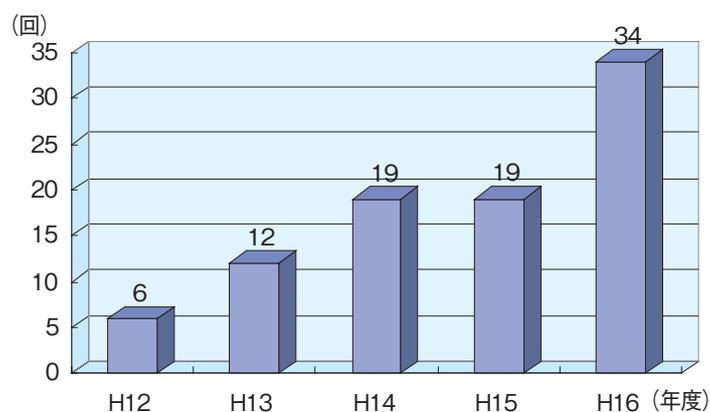
3 市民・事業者の取組の支援

- ① エコチャレンジファミリー認定事業やエコストア・エコオフィス認定制度など、市民や事業者の自主的な取組を促進する制度を推進するとともに、新たな制度の創設を検討します。(第5章第2節施策1「地球温暖化対策の推進」、同施策2「ごみの減量・資源化」等参照)
- ② 市民や事業者の自主的な取組を支援するため、各種補助事業等を推進します。(第5章第2節施策1「地球温暖化対策の推進」、第5章第3節施策1「自然環境の保全」等参照)

◆かわごえ環境ネットのイメージ図



◆かわごえ環境ネット主催の事業及び行事の実績



【用語解説】

- *1 リスクコミュニケーション：主に化学物質の環境リスクに関する知識や情報を市民、事業者、民間団体、行政が共有し、意見を相互に交換し意思疎通を図ろうとするものです。
- *2 こどもエコクラブ：地域の身近な環境活動を自主的に取り組んでいる小・中学生による環境活動クラブです。環境省が支援しています。

第5章 人と自然がともに生きる、地球環境にやさしいまち

第2節 循環型社会の構築

施策1 地球温暖化対策の推進

施策の指標

目標値	家庭における電力・ガス由来の二酸化炭素排出量 (kg-CO ₂ /年・世帯)	H22年度	2,290
		H27年度	2,220
	市内太陽光発電システムの累積発電出力(kW)	H22年度	6,300
		H27年度	9,050
現状値	家庭における電力・ガス由来の二酸化炭素排出量 (kg-CO ₂ /年・世帯)	2,373(H16)	
	市内太陽光発電システムの累積発電出力(kW)	3,107(H16)	

(年度又は年度末の値)

現状と課題

地球温暖化は、二酸化炭素など温室効果ガス濃度の上昇により引き起こされ、海面上昇や異常気象などにより、人の健康や農業、生態系へ被害をもたらすことが予想されています。

平成17年2月には、「京都議定書(*1)」が発効し、日本はこの中で目標期間内に、1990年に比べて温室効果ガスを6%削減することを約束しています。

本市では、公共施設における1%節電運動により節約できた経費を市民に還元するとの考えから、住宅用太陽光発電の補助を開始しました。更に、新設の公共施設や小・中学校すべてに太陽光発電を導入することとし、「省エネ」から「創エネ」へと施策展開を図りました。一方、省エネハンドブックの作成、各種省エネコンクール、エコチャレンジファミリー認定事業などを実施し、市域全体の取組に広げるための事業展開を図りました。

しかしながら、市域の電力使用量は増加傾向を示しており、二酸化炭素の排出削減には結びついていません。環境への負荷が少ないエネルギーを大切に使う社会の構築を目指し、引き続き省エネルギーの推進と新エネルギーの普及を中心に、市域全体で取り組んでいく事業展開が必要です。

施策の推進

1 省エネルギーの推進

- ① 公共施設における省エネ活動を推進するとともに、市民への意識啓発を図ります。
- ② 事業者に対し、経営の重要な要素として環境保全に取り組む環境経営を促進します。
- ③ 省エネ型機器・住宅を普及させるための啓発事業や公共施設におけるESCO事業(*2)等により、省エネルギーを推進します。

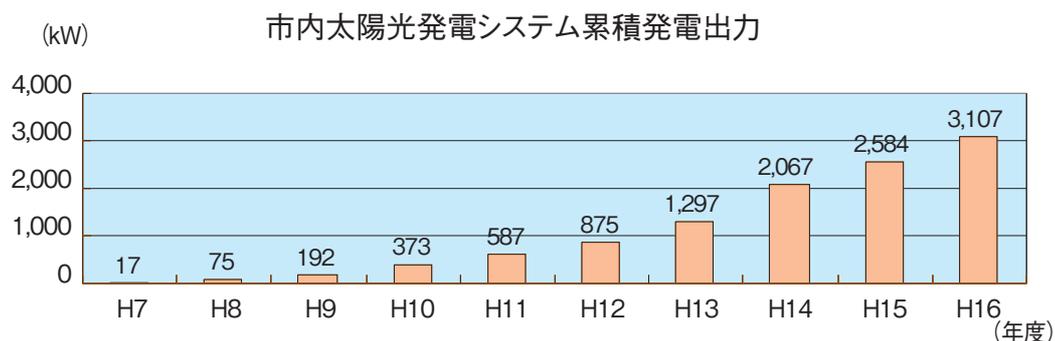
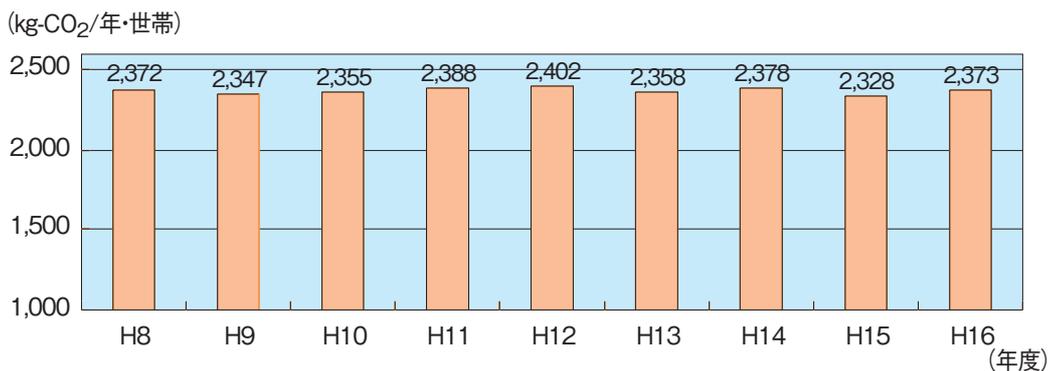
2 新エネルギーの導入促進

- ① 身近な自然エネルギーであり、省エネ意識の向上にもつながる太陽光発電システムを市域全体で推進します。
- ② 燃料電池(*3)等新エネルギーの普及を促進します。

3 その他地球温暖化対策の推進

- ① ごみの減量・資源化の推進等により、焼却による二酸化炭素の排出を削減します。(第5章第2節施策2「ごみの減量・資源化」参照)
- ② 渋滞緩和対策や低燃費車の導入等により、自動車からの二酸化炭素の排出を削減します。(第3章第2節施策2「交通円滑化方策の推進」参照)
- ③ 二酸化炭素の吸収源対策として緑の保全や創出に努めます。(第5章第3節施策1「自然環境の保全」参照)
- ④ 国、埼玉県と連携を図りながら地球温暖化対策を推進します。

家庭における電力・ガス由来の二酸化炭素排 \square 量



【用語解説】

- *1 **京都議定書**：正式には、「気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書」と言います。1997年に京都で開催された「気候変動枠組条約第3回締結国会議(COP3)」で採択された温室効果ガス削減のための議定書です。日本の数値目標を基準年(1990年)と比べて6%削減としています。
- *2 **ESCO事業**：工場やビルの省エネルギーに関する包括的なサービスを提供し、それまでの環境を損なうことなく省エネルギーを実現し、更にはその結果得られる省エネルギー効果を保証する事業です。
- *3 **燃料電池**：酸素と水素を化学反応させて発電する装置。発電効力が良く、発電の際に発生する熱も有効利用できます。発電の過程で水しか排出しないクリーンなエネルギーと言われています。

第5章 人と自然がともに生きる、地球環境にやさしいまち

第2節 循環型社会の構築

施策2 ごみの減量・資源化

施策の指標

目標値	リサイクル率(%)	H22年度	25以上
		H27年度	30以上
現状値	リサイクル率(%)	24.1(H16)	

(年度又は年度末の値)

現状と課題

本市では、増え続けるごみの対策として、従来可燃ごみとして排出されていたペットボトル、その他プラスチック製容器包装などの分別収集を実施し、可燃ごみの減量と資源化に取り組みました。更に、焼却灰の資源化を実施し、その結果、リサイクル率は着実に向上してきました。また、従来から実施していた集団回収事業、生ごみ処理機器購入費補助事業の推進、出前講座などの実施によりごみの発生抑制に取り組みました。

これにより、大量生産、大量消費、大量廃棄の生活習慣は徐々に改善されつつあります。

しかしながら、今後更なるリサイクルを推進することにより、それにかかる経費の増大が懸念されます。また、焼却処理や埋立て処理は、環境に多大なる影響を及ぼします。そこで、できるだけごみを発生させないような生活習慣への転換を図っていく必要があります。

また、繰り返し使える素材、耐久性に優れたものを製造することや簡易包装による販売を行うよう事業者に協力を求め、更に拡大生産者責任(*1)が反映された社会構造となるよう国に働きかけることも必要となっています。

施策の推進

1 減量化の推進

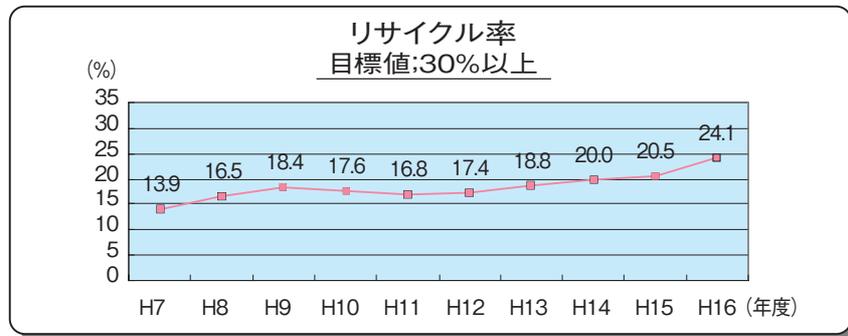
- ① 集団回収の促進等により、家庭から排出されるごみの減量化を推進します。
- ② 家庭ごみの有料化と併せて、戸別回収等の収集方法について検討します。
- ③ 多量排出事業者(*2)にごみの減量化を促すとともに、小規模の事業所等から排出されるごみについても減量化を促進します。

2 資源化の推進

- ① 施設の処理能力や経費を考慮し、分別収集の拡充、中間処理施設(*3)における資源化を更に推進します。

3 市民・事業者への啓発

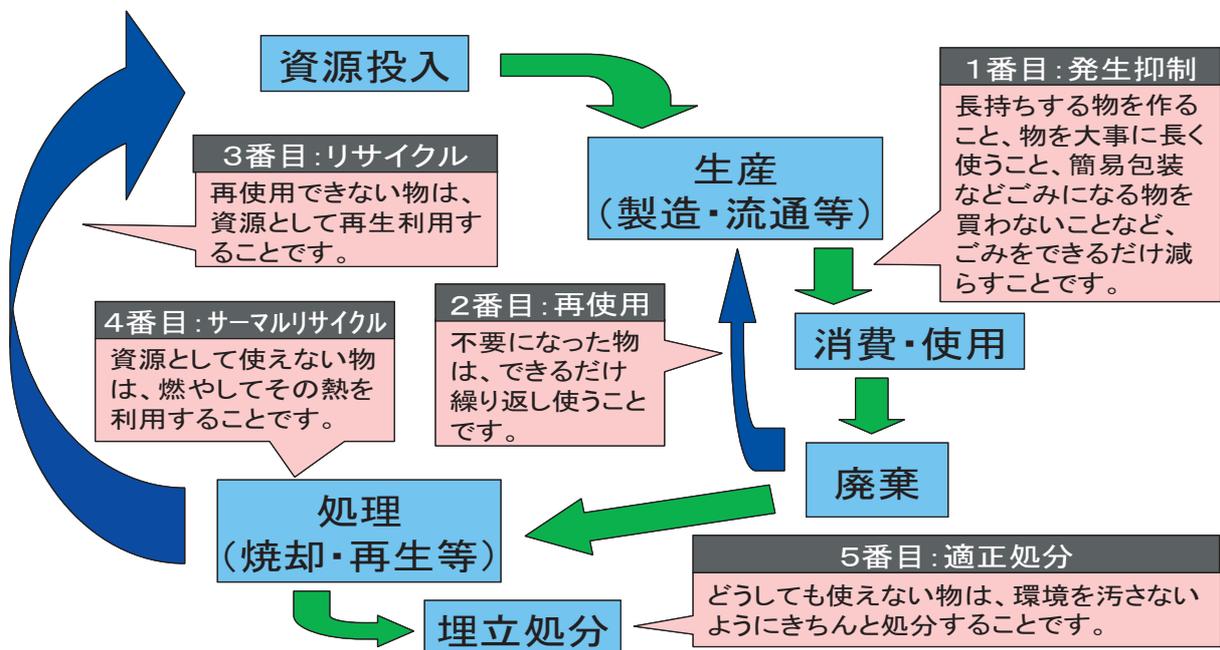
- ① 出前講座やイベントなどの情報発信を行い、市民への啓発事業を推進します。
- ② エコストア・エコオフィス認定制度の推進により、事業者のごみの減量化・資源化の取組を促進します。



《循環型社会》

「循環型社会」は、平成12年に制定された「循環型社会形成推進基本法」の第2条に規定されているものです。この社会とは、廃棄物等の発生抑制、資源の循環的な利用及び適正な処分が確保されることによって、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会を言います。また、処理の優先順位を初めて法定化しました。

《処理の優先順位》



【用語解説】

- *1 拡大生産者責任：物をつくって売る企業や人には、その製品がごみになった後まで、一定の責任があるという考え方です。
- *2 多量排出事業者：市条例に定義されている「月5トン以上の一般廃棄物を市の施設に搬入している事業者」を言います。
- *3 中間処理施設：収集されたごみを、再生利用や最終処分のために選別、圧縮・梱包、破碎、焼却等の処理を行う施設を言います。

第5章 人と自然がともに生きる、地球環境にやさしいまち

第2節 循環型社会の構築

施策3 廃棄物の適正処理

施策の指標

目標値	最終処分量(トン)	H22年度	7,500
		H27年度	6,500
現状値	最終処分量(トン)	10,581(H16)	

(年度又は年度末の値)

現状と課題

本市にある東西2つの清掃センターについては、ダイオキシン類対策工事を実施するなど、適正な維持管理に取り組んできました。しかしながら、西清掃センターの老朽化が更に進み更新の時期が迫っていることから、資源循環型の中間処理施設を建設する必要があります。また、東清掃センターの更新についても今後検討する必要があります。

更に、最終処分場である小畔の里クリーンセンターは、平成22年度には埋立てが終了する予定です。焼却灰の資源化などにより、限りある資源の有効利用と施設の延命化を図っていますが、今後は、最終処分方法も含めて検討する必要があります。

し尿処理施設についても、老朽化とし尿処理世帯の減少に伴う適正規模を考慮した更新が必要となります。

一方、後を絶たない不法投棄やポイ捨て対策として、監視カメラの設置や自主的清掃活動への支援を実施してきましたが、解決には至っていません。今後も監視体制の充実や市民への啓発を図って行く必要があります。

施策の推進

1 一般廃棄物(ごみ)の適正処理

- ① ごみの収集については、より効率的な運営を検討します。
- ② 循環型社会に配慮した新清掃センターを建設します。また、既存の中間処理施設においては、安全で効率的な維持管理に努めます。
- ③ 最終処分場の適正な維持管理を行います。更に、今後の最終処分方法を含めた更新と埋立て終了後の跡地利用について検討します。
- ④ ごみ収集運搬等にかかる許可業者の指導を徹底し、適正処理を図ります。

2 一般廃棄物(し尿)の適正処理

- ① 既存施設の適正管理を実施します。また、老朽化する既存施設に対して、し尿処理

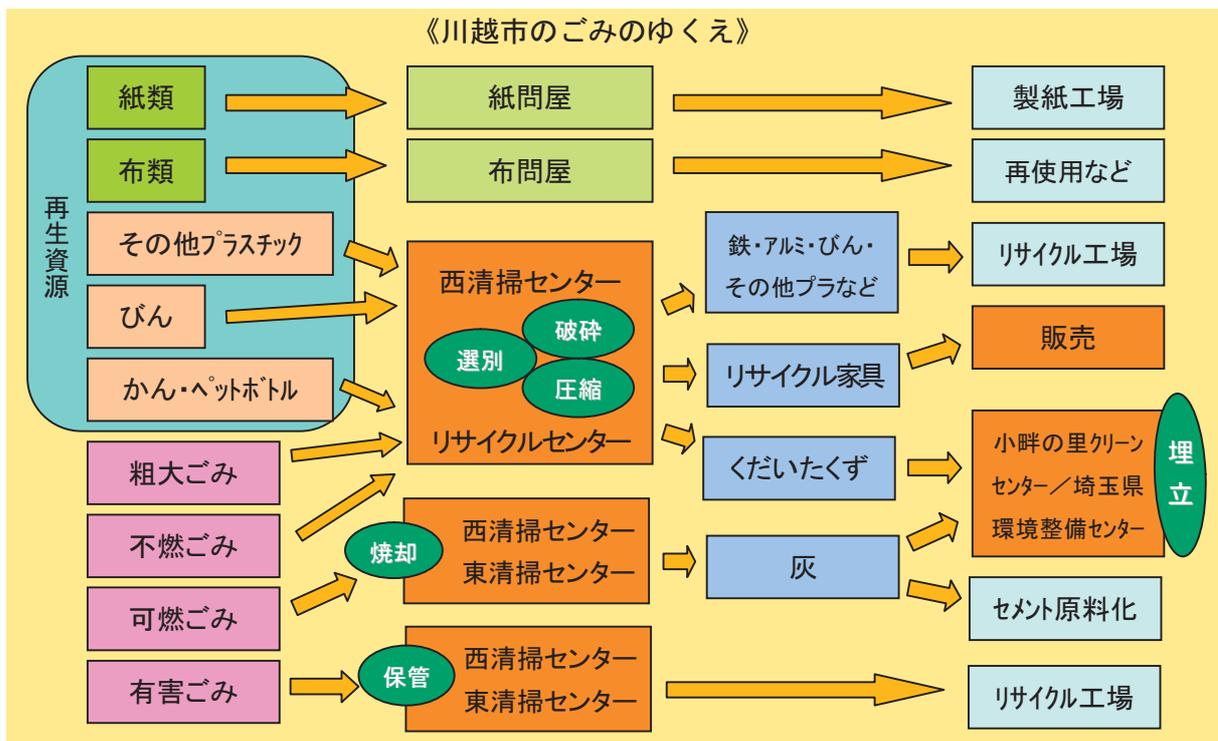
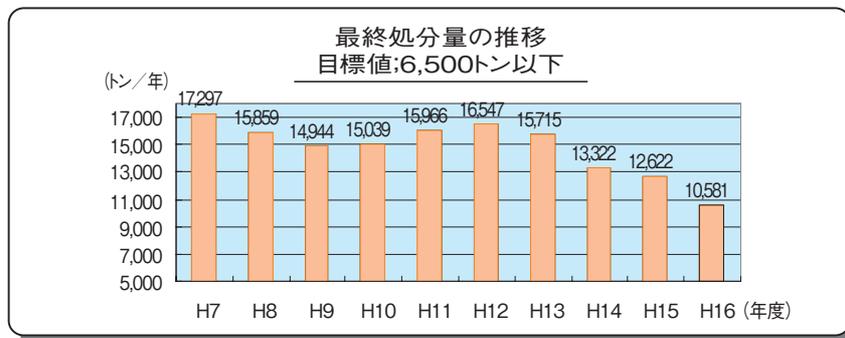
世帯の減少に伴う適正規模の施設更新を検討します。

3 産業廃棄物の適正処理

- ① 排出事業者や処理業者への立入検査を実施するなど、監視・指導の強化を図ります。
- ② 排出事業者や処理業者に対して、産業廃棄物の減量・資源化の普及・啓発に努めます。PCB廃棄物、使用済み自動車、建設残土等の適正処理及びリサイクルの推進に向けた指導に努めます。

4 不法投棄対策の徹底

- ① 不法投棄防止対策については、地域住民と一体となった監視体制を確立するとともに、監視カメラ等を積極的に活用します。
- ② ポイ捨てや不法投棄の禁止について啓発を行うとともに、自主的な地域清掃活動への支援を実施します。



第5章 人と自然がともに生きる、地球環境にやさしいまち

第3節 環境保全対策の推進

施策1 自然環境の保全

施策の指標

現状値	緑地面積(ha)	2,880(H16)
	雑木林等の公有地化面積(m ²)	66,209(H16)

(年度又は年度末の値)

現状と課題

本市では、平成10年3月に「川越市緑の基本計画」を策定し、この計画に基づき公共施設や民有地の緑化、普及啓発活動等、緑に関する諸施策を推進しています。

緑の保全については、樹林地の保全策として、市民の森指定事業や保存樹木・樹林指定事業を実施しています。くぬぎ山地区(*1)においては、埼玉県や近隣市町と協力して、くぬぎ山自然再生事業に取り組んでいます。緑化の推進については、苗木配布事業、生け垣設置補助金交付事業、公共施設の緑化事業、市民花壇指定事業等を実施し、緑の創出を行っています。水辺環境の保全については、仙波河岸史跡公園、安比奈親水公園等の整備を実施し、湧水地の現況調査や簡易測定法による水質の測定を実施しています。

しかし、都市化に伴う開発や、相続等による樹林地の売却、落葉や日照など樹木に関係した問題が原因となり、雑木林や身近な緑の減少が見られます。したがって、緑地の保全と緑化を一層推進するとともに、市域全体として緑を守る共通認識を持つことが必要となっています。また緑や水辺はさまざまな生物の生息空間として重要であることから、緑や水辺を含む自然環境の保全が必要となります。

施策の推進

1 緑の保全と活用

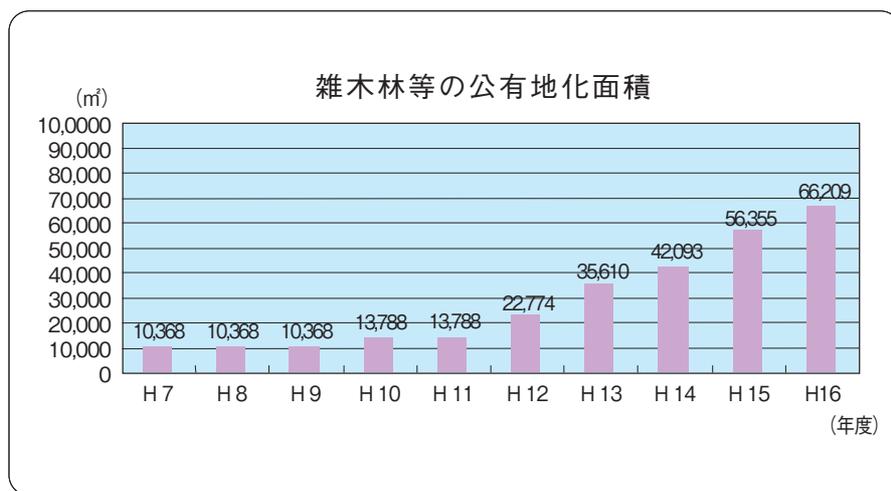
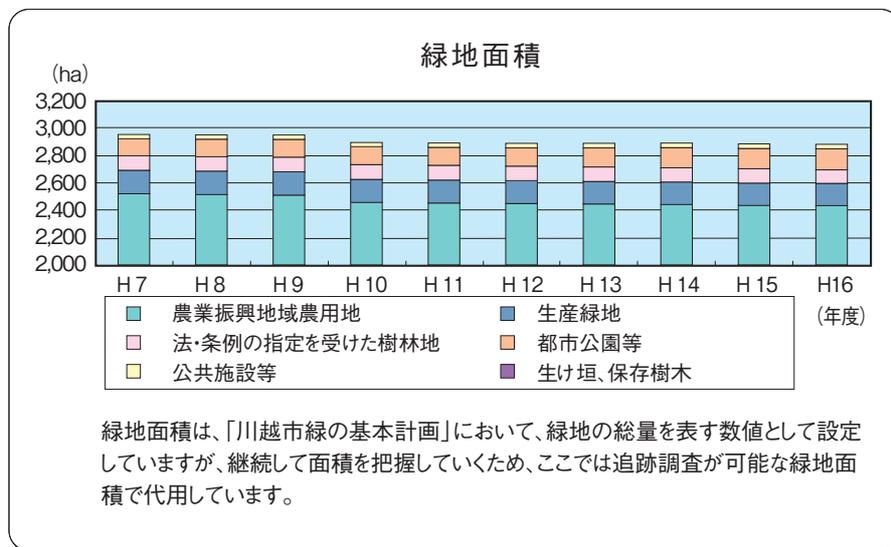
- ① 貴重な緑地を守るため、樹木や樹林地を保存樹木・樹林、市民の森へと指定を推進するとともに、特別緑地保全地区を新たに指定する等、樹林の保全を行います。
- ② 市民の緑や野生生物に対する理解を深めるため、樹林地を活用した施策を進めます。
- ③ 武蔵野の面影を残す雑木林等を、公園化により保全します。(第3章第3節施策4「水辺と森林の整備」参照)

2 緑の創出

- ① 良好な都市環境を確保するため、公共施設や道路等の緑化を推進します。
- ② 潤いのある身近な緑を増やすため、事業所や一般家庭の緑化を推進します。
- ③ 市民花壇の設置、緑のパートナー事業など市民・市民団体と協力し緑化を推進します。

3 水辺環境の保全

- ① 入間川を代表とする河川や伊佐沼等は、良好な水辺環境を形成していることから、計画的な保全整備を実施します。(第3章第3節施策4「水辺と森林の整備」参照)
- ② 水辺を活用した啓発事業を実施し、市民の水辺環境への理解を深めます。
- ③ 市民団体等の協力を得て、動植物等の調査、外来種の対策等を実施し、生態系の保全を推進します。



【用語解説】

- *1 くぬぎ山地区：川越市、所沢市、狭山市、三芳町にまたがった約152haの大規模な樹林地で、通称「くぬぎ山」と称されています。

第5章 人と自然がともに生きる、地球環境にやさしいまち

第3節 環境保全対策の推進

施策2 生活環境の保全

施策の指標

目標値	大気環境基準達成状況(%)	H22年度	85
		H27年度	100
	公共用水域環境基準達成状況(%)	H22年度	95
		H27年度	100
現状値	大気環境基準達成状況(%)	75(H16)	
	公共用水域環境基準達成状況(%)	92(H16)	

(年度又は年度末の値)

現状と課題

水質に関しては、市内を流れるほとんどの河川等で有害物質による汚染はなくなりましたが、一部では生活排水等が原因で、環境基準が満たされていません。

また、大気に関しては、光化学スモッグの発生、自動車の走行等により発生する窒素酸化物や浮遊粒子状物質(*1)が原因で一部の環境基準が満たされていません。

騒音・振動・悪臭に関しては、都市化の進展により、住工混在地域が増え、新たな地域での苦情発生も多くなるとともに、近隣間の問題など規制対象外の事例も多くなっています。

一方、化学物質については、近年、有害性が疑われる物質の排出に対して、従来の手法とは異なり、P R T R法など自主的な取組を促す規制方法が行われつつあります。

今後は、従来の対策を継続し、強化するとともに、土壤汚染、新たな化学物質等の規制に的確に対応していくことが必要です。

施策の推進

1 水・土壤環境の保全

- ① 河川等の汚染状況を引き続き監視し、発生源への指導を継続的に行い、生活排水対策を実施します。
- ② 土壤汚染による健康被害が発生しないよう、的確な対策を図ります。
- ③ 雨水の有効利用及び地下浸透対策を推進します。(第3章第3節施策1「治水事業の推進」参照)

2 大気環境の保全

- ① 大気汚染状況を引き続き監視し、発生源への指導を継続的に行います。
- ② アイドリング・ストップ運動や低公害車の普及啓発を推進します。

3 騒音・振動・悪臭対策

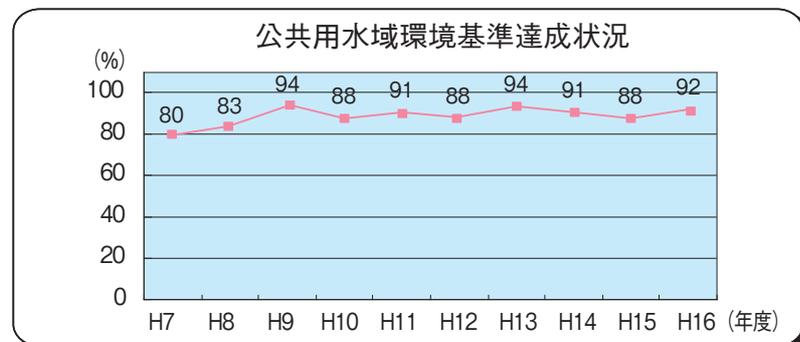
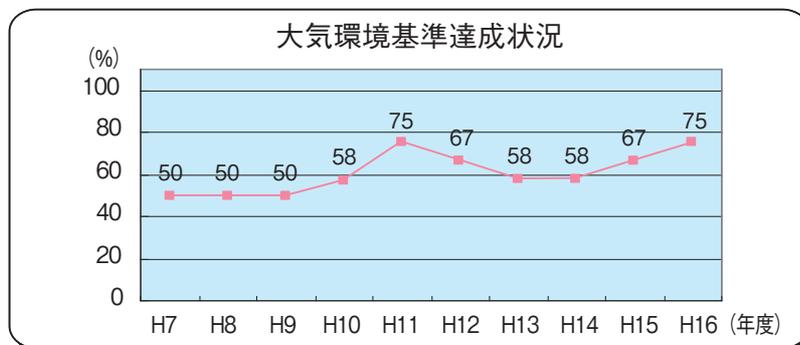
- ① 騒音・振動・悪臭に関する対策を行い身近な生活環境の保全を図るとともに、市内主要道路の自動車騒音の監視を行います。

4 化学物質対策

- ① 環境中のダイオキシン類の汚染状況を引き続き監視し、ダイオキシン類発生施設への指導を継続的に行います。
- ② 特定化学物質(*2)の排出状況の把握を行い、これからの化学物質対策に的確に対応します。

5 監視・調査体制の充実

- ① 新たな環境汚染物質も含め市内の汚染状況を監視します。
- ② 公害測定機器類の充実に努めます。



【指標解説】

- **大気環境基準達成状況**：大気汚染常時監視測定局(一般環境)で測定している12項目中で、環境基準に適合している項目の割合です。
- **公共用水域環境基準達成状況**：4河川9地点で測定している5項目(pH、DO、BOD、SS、大腸菌群数)中の環境基準に適合している項目の割合です。

【用語解説】

- *1 **浮遊粒子状物質**：工場の施設や自動車の排ガス等から発生する浮遊粉じんのうち、 $10\mu\text{m}$ 以下のものを言います。呼吸器疾患などを引き起こす原因とされています。
- *2 **特定化学物質**：「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(PRTTR法)」に基づく第一種指定化学物質354物質及び第二種指定化学物質81物質、更に埼玉県が独自に指定した物質64物質の合計499物質のことです。

災害協定

川越市では、災害時に備え、他の自治体と各種協定を締結しています。主な協定内容は次のとおりです。

締結先	協定内容	締結年月
群馬県高崎市	相互応援	昭和 60 年 8 月
さいたま市	避難場所の相互利用	平成 8 年 8 月
坂戸市、鶴ヶ島市、日高市、川島町、毛呂山町、越生町	相互応援	平成 10 年 6 月
福島県棚倉町	相互応援	平成 11 年 1 月
東京都八王子市	相互応援	平成 15 年 1 月
中核市災害相互応援協定締結市	相互応援	平成 15 年 9 月